

火災警報器の普及について

消防庁防火安全室長
木原正則

目次

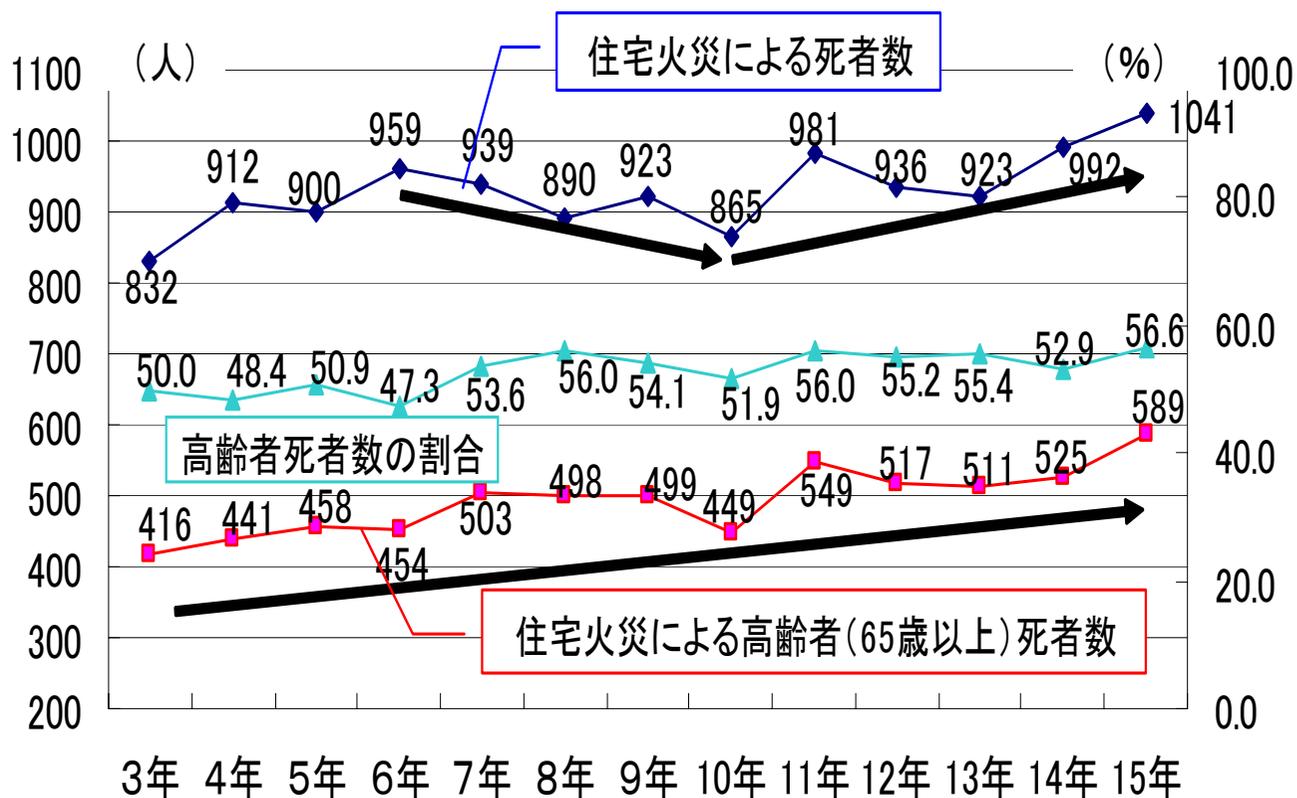
- 1 住宅火災による死者の発生状況
- 2 火災警報器の概要
- 3 火災警報器の効果
- 4 法制度の概要
- 5 普及方策

1 住宅火災による死者発生状況

住宅火災による死者数の推移

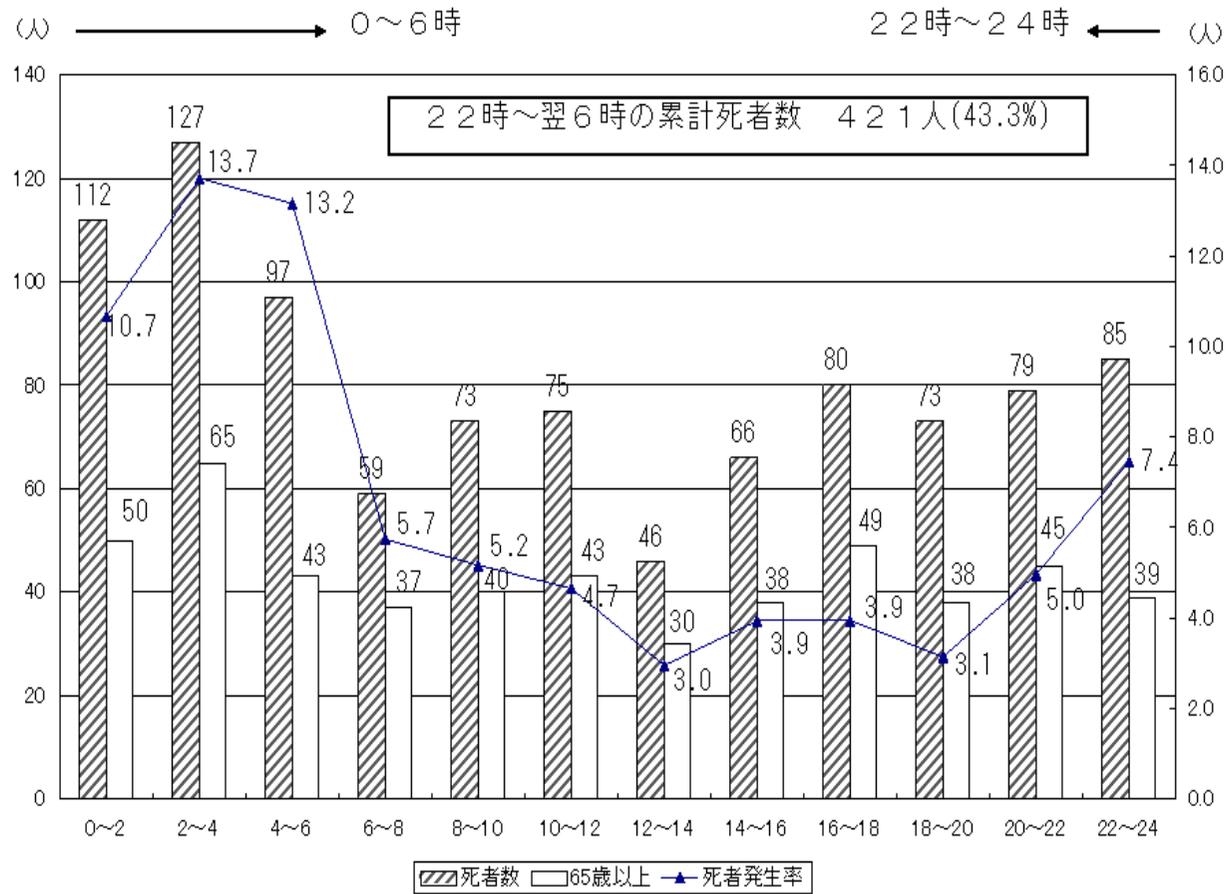
・ 平成15年に17年ぶりに千人を超え、高齢者の割合が6割に近い。

・ 平成14年対前年(+69人)平成15年対前年(+49人)



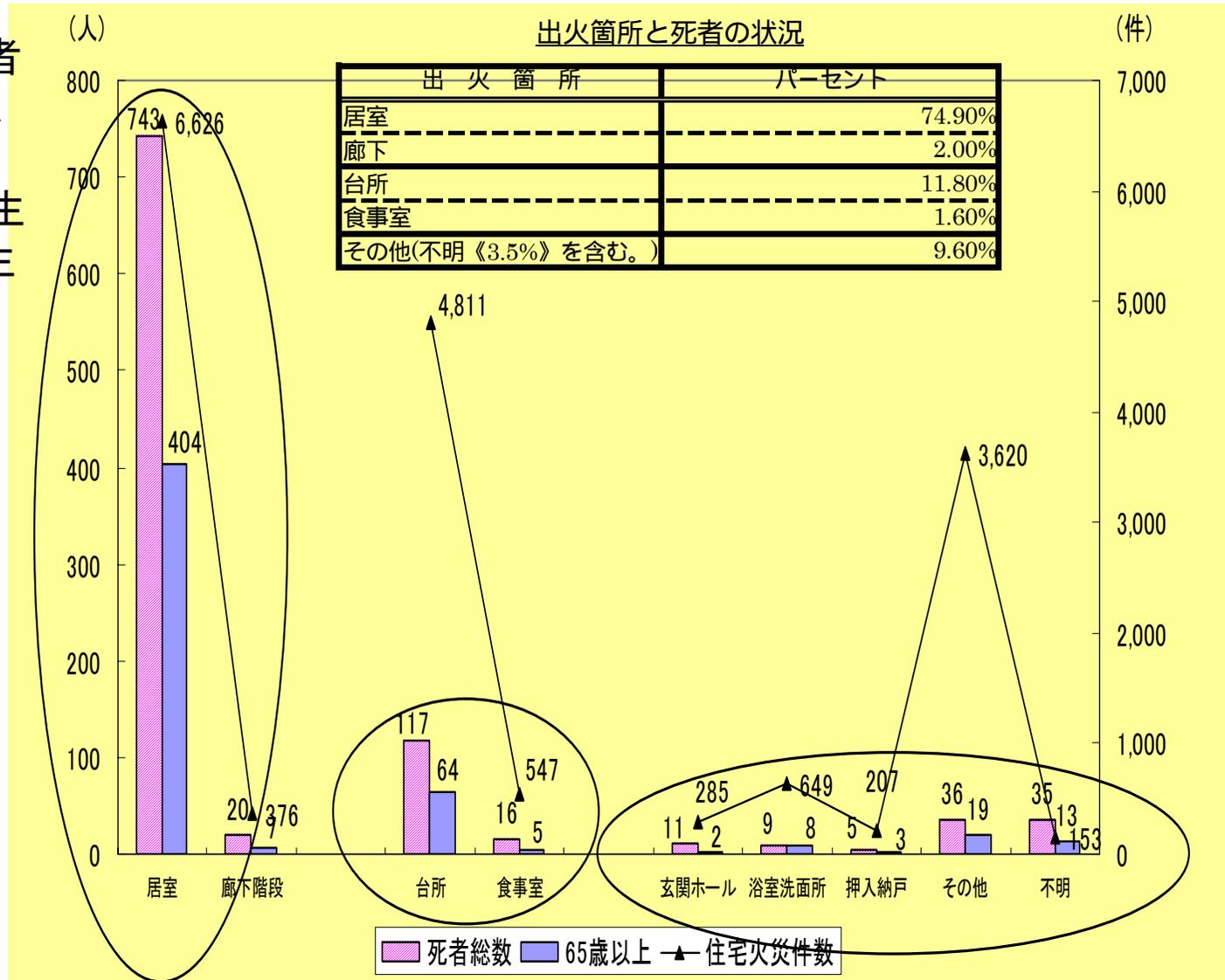
時間帯別死者数(平成14年)

- ・ 睡眠時間帯の死者が約半数
- ・ 睡眠時間帯の死者発生率が他の時間帯の約1.5倍



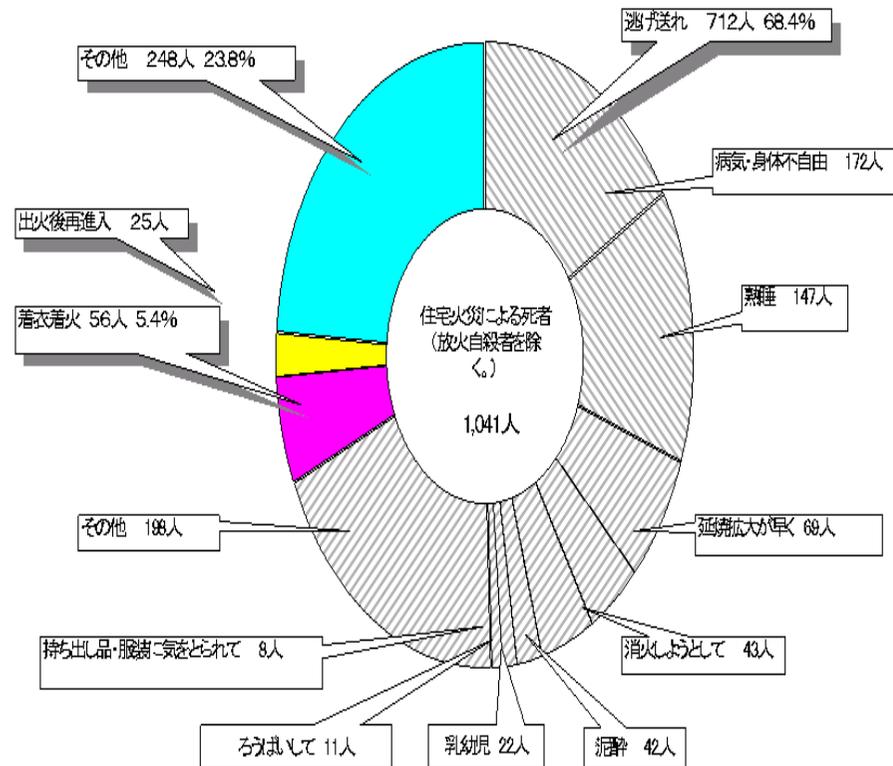
出火箇所別にみた死者数と火災件数（平成14年）

- ・ 居室火災で死者が発生するケースが多い
- ・ 台所火災の発生は多いが死者発生は1割程度



死に至った経過別死者数(平成14年)

- ・ 約7割が逃げ遅れ
- ・ その他のうちほとんどが不明でそれを除くと約9割が逃げ遅れ



死者発生状況のまとめ

- ① 高齢者の死者発生率は、他の年齢層の5倍程度(高齢化の進展(2020年までは急速に進むと推計)により死者の急増の恐れ)
- ② 他の用途(旅館、百貨店、病院等)と比べても住宅の火災時の死者発生率は大きい(建物火災の死者の9割は住宅火災による)が、特に戸建て住宅は消防用設備の義務付けがなかった。
- ③ 睡眠時間帯(22時～翌6時)の死者が約半数(他の時間帯の1, 5倍)
- ④ 死者発生火災の出火箇所は、大半が居室で台所出火火災は約1割
- ⑤ 死に至る経緯の約7割(不明なものを除くと約9割)は、逃げ遅れ

2 火災警報器の概要

火災警報器

○住宅用火災警報器・・・火災を感知し、警報を出す機能を有する単体の器具

○住宅用自動火災報知設備
・・・火災を感知し、警報を出す機能を有する設備で感知器と受信機(インターホンなど)をネットワーク化したもの
(基本的には業者工事となります)

住宅用火災警報器

- ・電源（電池式、コンセント式・・・コンセント式は新築向き）
- ・設置場所（天井、壁・・・取付け取外しには壁タイプが良い）
- ・感知対象（煙、熱・・・コンロ火災以外は煙が良い）
- ・煙感知（光電式、イオン式・・・光電式の方が良い）
- ・熱感知（定温式など・・・コンロ火災に良い）

住宅用火災警報器



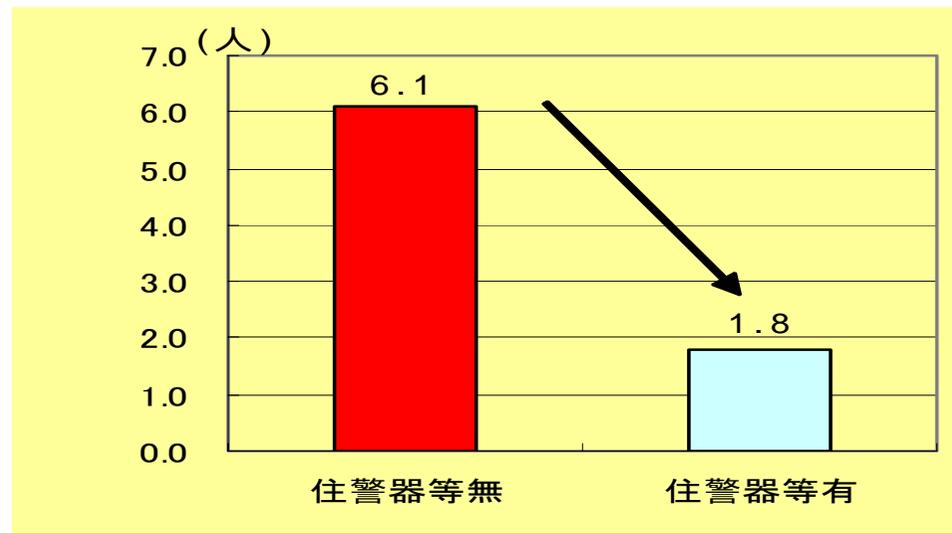
※音声メッセージ付きのものイメージです。



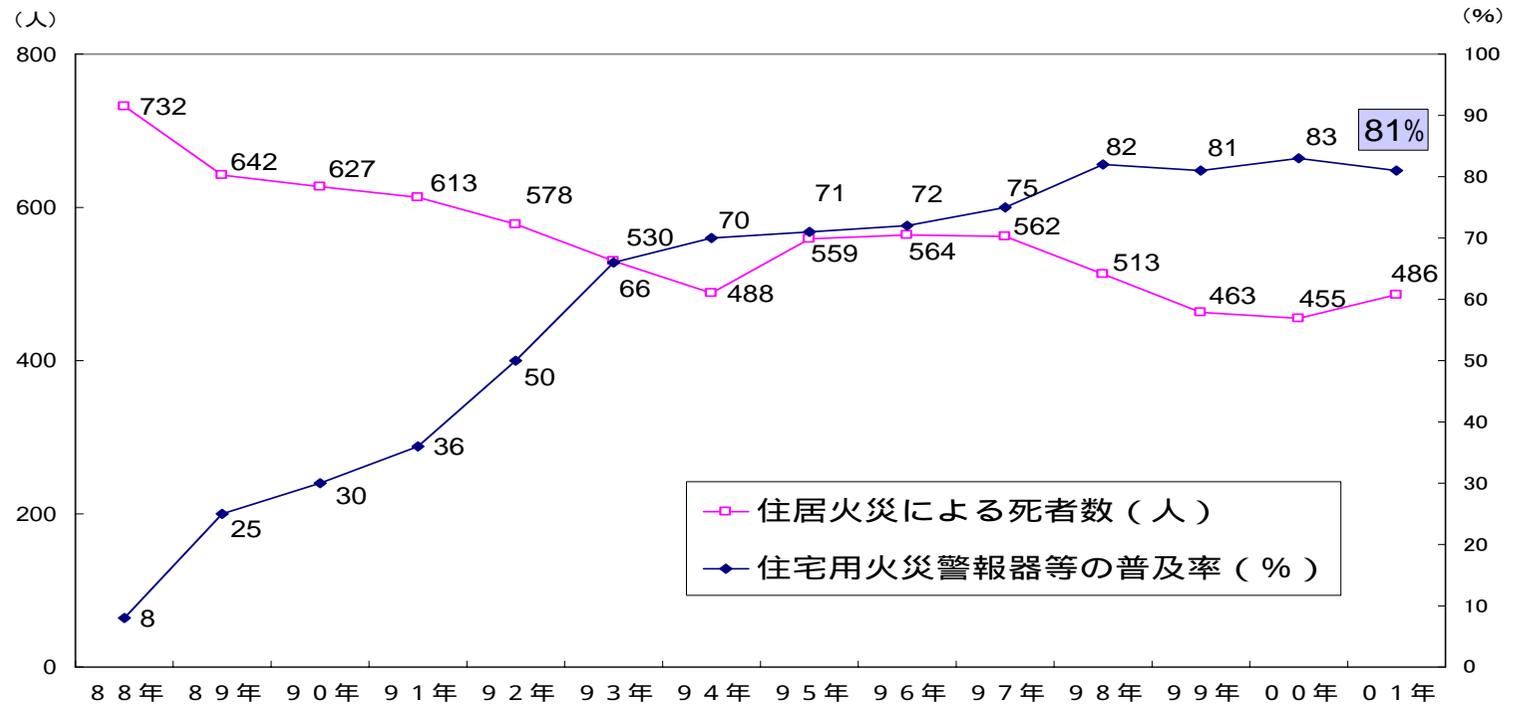
3 火災警報器の効果

火災警報器設置の有無による火災100件当たり死者発生率
(平成14年)

- ・ 設置の有無により
 $6.1 / 1.8 = \text{約}3.5$
倍死者発生率が減少



英国の火災警報器の普及と死者の発生状況



- ・ 1992年から推奨が始まり、2000年から新築に義務づけられた。これにより普及が進み死者の低減が図られている。

4 法制度の概要

法律・政省令の改正・制定、火災予防条例（例）の改正等

消防法 第9条の2（住宅用防災機器の設置の義務付け） **公布** H16. 6. 2

市町村条例に委任しない事項

○政令（平成16年10月27日）
（住宅用防災機器の種類及び規格）

○省令（平成17年1月25日）
（住宅用防災機器の規格）

市町村条例に委任する事項

○政令（平成16年10月27日）
（住宅用防災機器の設置及び維持の基準、その他）

○省令（平成16年11月26日）
（住宅用防災機器の設置及び維持の基準の細目）

条例（例）の通知
（平成16年12月15日）

市町村条例の制定

（平成17年3～12月議会）

法律・政省令及び市町村の火災予防条例

施行 H18. 6. 1

（既存住宅については、条例で定める日までの間、適用しないことが可能）

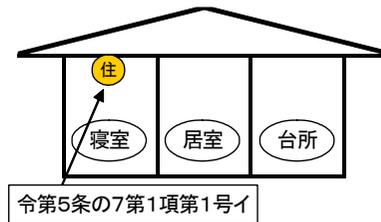
設置維持基準等の概要

- ① 住宅用防災機器の指定
住宅用火災警報器又は住宅用自動火災報知設備(以下「火災警報器」という。)とする。
- ② 火災警報器の設置場所等(次ページの図参照)
寝室とその避難経路である階段とし、その他住宅の形態等により必要となる場所(3階建て以上の住宅の階段は2階層ごと、その他寝室がない階で5部屋以上の階の廊下等)
- ③ 消防長(消防署長)の特例及び設置免除(具体的には消防機関に相談)
 - ・一定水準以上のホームセキュリティシステムがある場合等
 - ・令32条により自火報を免除された共同住宅等については原則として免除できない。
 - ・(共同住宅用)自動火災報知設備等を設置した場合
- ⑤ 別基準の制定
地域の気候風土等の特殊性による(台所を設置場所に追加等)
- ⑥ 建築基準法施行令の改正
法9条の2を建築確認等の対象

火災警報器の設置例

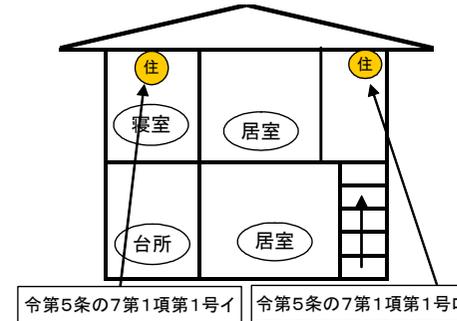
1 平屋建住宅の設置例

※ 就寝の用に供する居室が一室のみの場合



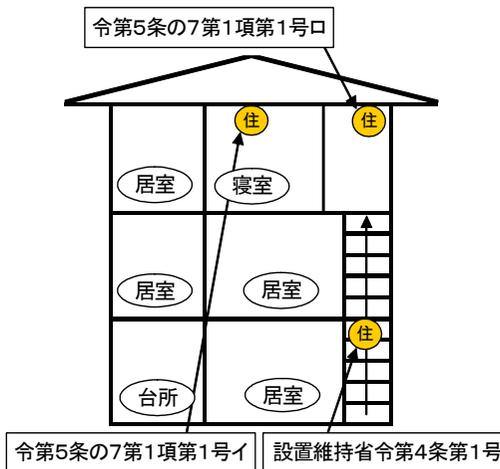
2 二階建住宅の設置例

※ 就寝の用に供する居室が2階に一室のみの場合



3 三階建住宅の設置例

※ 就寝の用に供する居室が3階に一室のみの場合



凡例
 ● 住 ……住警器又は感知器を示す

その他設置が必要となる場所の例

7㎡以上の居室が5以上ある階に住宅用火災警報器等が設置されていない場合、その階の廊下等
 1階にのみ寝室がある3階建て住宅の3階に居室がある場合、階段の3階部分 等

5 普及等の方策

1 課題

- ・ 新築約120万／年、既存住宅、約4,700万世帯と対象が膨大。
- ・ 普及が肝要な独居老人世帯が約340万世帯。
- ・ 火災警報器の必要性、性能等について地域住民の理解を得ることが必要。
- ・ 一般住民が火災警報器を入手しやすい状況にすることが必要。
- ・ 悪質訪問販売のおそれ(火災警報器は、クーリングオフの対象)

2 方策の概要

- ・ 住宅火災保険の割引について関係者に働きかけ
- ・ 助成措置(厚生労働部局の「日常生活用具給付等事業」等)の活用
- ・ 住宅用火災警報器相談室(0120-565-911)を住宅防火推進協議会に設置
- ・ 婦人防火クラブ、消防団等との連携した普及活動(「火災警報器PRハンドブック」等の活用)
- ・ リース販売の推進(都市ガス会社等)
- ・ 低価格、設置が容易な製品の開発推進
- ・ 身近な物販店での販売促進(DIY、スーパー、コンビニ等)

普及啓発への取組み

- 1 消防本部等のホームページに住宅用火災警報器のCMを提供
- 2 婦人防火クラブ、消防団、自主防災組織等との連携に資する「住宅用火災警報器PRハンドブック」の提供



- 3 住宅防火推進協議会の関係団体の取組み
 - ・リーフレット等の広報資料の作成
 - ・地方展示会、講演会の支援
 - ・住宅用火災警報器相談室(0120・565・911 土日祝祭日を除く9時から17時まで)

